

## 外国人雇用啓発月間について（岐阜労働局より）

このたび、標記に関し、岐阜労働局より、本会に対し周知依頼がありました。

6月は「外国人雇用啓発月間」です  
ともに働き、ともに支える社会へ  
～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人（特別永住者等を除く。）の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

岐阜労働局職業対策課（電話 058-245-1314）または最寄りのハローワーク